

東京都環境審議会企画政策部会  
(第9回)

平成16年2月23日(月)

東京都環境局

東京都環境審議会企画政策部会（第9回）

会 議 次 第

平成16年2月23日（月）

午後2時00分～3時16分

都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

1 開 会

2 議 事

（1）「中間のまとめ」（案）について

（2）その他

3 閉 会

《配布資料》

資料1 東京都における実効性ある温暖化対策について「中間のまとめ」（案）

資料2 「中間のまとめ」（素案）の概要（案）

参考資料1 今後のスケジュール

午後 2時01分 開会

【福川部会長代理】 定刻になりましたので、ただいまから東京都環境審議会企画政策部会を開催させていただきます。委員の皆様には、昼間のお忙しい時からお集まりいただきまして、本当にありがとうございました。本日も部会長代理ということで司会をやらせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、審議に先立ちまして事務局の方から確認事項をお願いいたします。

【山内企画調整課長】 事務局ですが、本日の出席についてお知らせいたします。

ただいまご出席の委員は11名ということで、部会委員総数の15名の過半数に達しておりますので、審議会規則により定足数を満たしていることをご報告いたします。

事務局からは以上でございます。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。きょうの予定時間は1時間ということですので、少し急いでいきたいと思えます。

きょうは、前回の第8回で議論をした上で修正した「中間のまとめ」（案）というのをまたご審議いただきます。それで、その後に予定されています環境審議会の総会へ、その結果を報告させていただきたいと思えます。

それでは、本日の議事の「中間のまとめ」（案）の議論に入りたいと思えます。現在まとまっている案について事務局の方から説明していただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【保坂副参事】 それでは、「中間のまとめ」の案につきましてご説明いたします。

本日お示ししている案は、前回の第8回で「中間のまとめ」の素案を審議していただいたときのご議論や、その後、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえまして修正したものでございます。

お手元にお配りしました資料には修正箇所を記載したものがございますが、皆様にはこれをごらんいただきたいと存じます。修正箇所につきましては、素案に対して追加した箇所はアンダーラインで、削除した箇所は二重の取り消し線で示してございます。時間の関係もございいますので、特に大きな論点となったところを中心に修正箇所をご説明いたします。

まず、2ページをお開きください。

前回、複数の委員から、東京において省エネルギー型の都市を構築することを打ち出す必要があるというご指摘がございました。そこで、(3)の「“2つの温暖化”問題に直面する東京」の項目の最後にございますように、省エネルギー対策が地球温暖化対策とヒートアイランド対策の両方に効果を有すると述べている箇所の後に続けて、「このことから、東京においては、省エネルギー対策をとくに重点的に取り組み、省エネルギー型都市を構築していく必要がある」と加筆いたしました。

次に、4ページをお開きください。

このページの一番上の箇所でございますが、現行の地球温暖化対策計画書制度について、今後3年間の削減目標が平均約2%と低い水準にとどまった要因は、事業者の目標設定が任意であったことのほか、事業者の事情もあってのことではないかといった、目標水準が低かった要因についてのご議論がございました。そこで、限定的に読める箇所については修正しつつも、制度上の問題意識が明確になるようにするため、「目標の水準が低いレベルにとどまった主な要因として、事業者の目標設定がまったくの任意のものであったためと考えられる」という記述にいたしました。

次に、3の「新しい温暖化対策の必要性」の(1)の「東京の地域特性を踏まえた制度の必要性」のところですが、CO<sub>2</sub>排出量の推移として、伸びが大きいのは業務部門と運輸部門であるという実態は明確に記載した方がよいとのご意見を踏まえ、既にございました業務部門での記述に加え、運輸部門のところで「1990年度からの伸びも大きい」という記述を加えました。

次に、6ページをお開きください。

1の「温暖化対策の基本理念」の(1)の「環境配慮が内在化された社会システムの実現」の項目で、素案の段階では「温暖化対策は、決して経済に悪影響を及ぼすものではない」という記述がございましたが、このような断定的な表現は避けるべきであるというご議論がございました。ここでは、まず、この段落の導入の表現として「日本経済の足跡を振り返ってみれば、温暖化対策の推進が経済活性化の原動力となることは十分可能である」と変更いたしました。

また、7ページでございますが、同様に、この段落の締めとして、素案の段階では「環境と経済は両立するものである」という断定的な記述がございました。これもご

議論の趣旨を踏まえまして、このように「温暖化対策を推進し、環境と経済を両立させていくことが極めて重要である」と修正いたしました。

次に、(2)の「持続可能な社会の形成を担う各主体の社会的責任と役割」の内容ですが、8ページに記載しております都民の役割として、ライフスタイルの変革に向けた具体的な行動も必要であるとのご意見がございました。そこで「ライフスタイルを変えていくなど」の記述を加筆いたしました。また、都の責務として、省エネルギー型都市に向けての基盤整備をする必要があるという趣旨の記述を盛り込むべきというご意見がございました。省エネルギー対策だけでなく、緑をふやすなど土地や建物の表面に関する対策を含めての広い概念として、「環境に配慮した都市づくりを推進することが求められる」という記述で、その役割を加筆いたしました。

次に、2の「制度構築の基本的考え方」の中で、9ページのところでございますが、評価基準の中に経済効果、コスト効果が考慮されるような記述とすべきか否かで前回の議論がございました。ここでの記述は、諮問事項1から3に共通の基本的考え方であることから、修正は特にいたしませんでした。

第3の「諮問事項に係る各制度の方向性」の章に入りまして、10ページをお開きください。前回も目標設定として、総量削減目標だけでなく、原単位目標も可能なような記述をするかどうかのご議論がございました。やはり全体の総量削減は、個々の事業者の省エネルギー対策による総量削減の努力の積み重ねで実現できるものでして、総量削減目標を設定する基本原則は、この新たな地球温暖化対策計画書制度の根幹にかかわることですので、原単位目標も可能とする記述は避けたいと考えております。ただし、計画内容について事業者の皆様が自己評価をして公表をしていただく際に、生産量など事業活動の変動などが十分予測される場合に、評価基準が総量削減率だけですと、計画内容の合理的な評価とならないことが考えられます。

そこで、の「『対策指針』の策定」の2つ目の黒丸の評価基準の説明において、評価基準の作成を検討する考え方として下線で示した内容を加筆するとともに、評価基準については、削減結果の評価だけでなく計画時にも使用することから、「削減結果に対する」という文言を削除いたしました。また、今回の制度の強化では、事業者の皆様具体的な削減メニューをお示しして、事業所の実情に応じてさまざまな対策をより多く選択していただくことが重要なポイントですので、具体的な削減メニュー

の示し方の基本的な考え方を加筆しております。

11ページに移りまして、 の内容と の内容の2段落目までで修正している箇所は、12ページで示していましたフローの内容の説明が足らなかったところを加えているものでございます。前回、この制度の強化の趣旨を活かすため、都による事業者の取組状況の公表の仕方について都民にわかりやすくすることが重要であること、また、都が個々の事業者すべての取組状況の情報をまとめて提供することに大きな意義があるというご議論がございました。そこで、 の3段落目に、個々の事業者の公表内容を都もまとめて公表することの記述を加えるとともに、公表に当たっては工夫を凝らすべきという記述を加筆いたしました。

事業者の取組結果の評価においては、第三者機関を設置すべきとのご意見がございました。評価基準に当たっては、専門家のご意見を踏まえて作成することにより、まず基準自体に客観性を持たせます。また、都が評価を実施する際にも第三者の専門家のご意見をお聞きすることを考えております。ここではあくまでも評価の主体が都であることから、特に記述の変更はいたしませんでした。

次に、正当な理由がなく取組が著しく不十分な事業者に対しての措置ですが、対策に積極的に取り組んでいる事業者との公平性を確保するために、その対策の措置の考え方を盛り込んでおく必要があるという趣旨のご議論がございました。最後の段落にありますように、指導や勧告など実施すべき改善を行わない事実を最終的に公表するまでの手続について、検討すべき内容を加筆しております。

次に、13ページをお開きください。

上の項目は、地球温暖化対策計画書制度の対象規模とはならない事業者の取組の促進を記述しております。前回の部会以降にいただいたご意見の中で、対象規模以下の事業者に対する施策については、当初からは計画書策定の義務づけの記述を盛り込まないにしても、将来的な方向性を示しておく必要があるとのご指摘がございました。中小企業を含め、排出削減のための取組を計画的に実施することは、産業・業務部門全体のCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るために非常に重要なこととございますので、ご意見の趣旨を踏まえまして、最初の段落の記述において「これらの事業者の実効性ある温暖化対策が非常に重要であり、中長期的な視点に立った対策を展開していく必要がある」との記述を加えるとともに、2つ目の段落の中ほどにおける記述を「計画的な排

出削減の努力を促す方策を講ずるべきである」と修正いたしました。

前回の部会では、事業者の積極的な取組を促すインセンティブとして経済的な支援が検討できないかという趣旨のご議論がかなりございました。それらを踏まえまして、「都は、中小企業における省エネ設備の導入などに対して、石油特別会計や既存の融資制度を活用した支援が図られるよう検討すべきである」との記述を加えてございます。

2の「新築建築物等の環境配慮設計の推進」のところに加筆した箇所ですが、多くは、建築物環境計画書制度の意義や制度強化の理由などで言葉足らずであったところを補強して説明しているものでございます。

部会の後にいただきましたご意見におきまして、14ページにおける省エネルギー対策の強化の理由に関するご指摘がございました。素案では「かなりの数の建築物が現行の評価基準の比較的高いレベルにあり、評価基準の見直しによって、さらに高い省エネルギー性能に誘導していくことが可能と思われる」との記述になっておりました。ご意見では、このような現状は、市場ニーズにこたえた事業者の取組によるところも大きく、行政の関与のみがこれを実現したかのように即断するような記述はいかなるものかというご指摘でございました。このご指摘を踏まえまして、「新築建築物の省エネルギー対策の取組状況を、これまでに提出された計画書でみると、省エネルギー技術の発展や市場ニーズなどを背景に、かなりの数が比較的高い評価レベルにある。今後、さらに高い省エネルギー性能に誘導し、取組の進んだ建築物のレベルが適切に評価されるしくみとするため、評価基準を見直し、省エネルギー対策の強化を図る必要がある」と修正させていただきます。

16ページをお開きください。

3の「消費者への省エネ情報等の確実な伝達」の章ですが、前回の部会におきまして、だれがラベルを表示するのかがわかりにくいとのご指摘などがございました。それを踏まえ、(1)の「ラベリング制度の目的」の中でも、最後の段落で「販売店による継続的な省エネラベルの表示を制度化すべきである」との記述といたしております。

(2)の「創設すべきラベリング制度の主な内容」の「対象品目」で、前回の部会以降に、省エネ基準が現在ないという理由で、当面プラズマと液晶テレビを対象

から外すのであれば、そのことを明記するとともに、制度化に向けて対象に加えられるように検討すべきとのご意見がございました。このご指摘を受け、「プラズマ・液晶テレビなど他の家電製品や電気製品以外のものへの拡大も検討する必要がある」と具体的な品目を加筆いたしました。

18ページをお開きください。

最後に、第4の「今後の展開にむけて」の章ですが、3の「すべての主体による総合的な取組の実施」の内容で、ご意見を踏まえての修正箇所がございます。

まず、運輸部門の単体対策である燃費基準の強化の要請につきましては、「都がこれまで国に対して要望してきた自動車の燃費基準の一層の強化を引き続き求めていくべきである」といたしました。

また、家庭部門対策においては、先ほどのプラズマ・液晶テレビなどの取り扱いに関係することですが、「省エネ基準が設定されていない製品について、国に対し、省エネ基準の設定を求めるべきである」としております。

最後に、結言において、都が先進的な温暖化対策に果敢に挑戦することを明確にするため、「挑戦すべきである」という表現に修正しております。

なお、この案の後ろに資料編をつけてございます。これは「中間のまとめ」の本文をお読みになる皆様に、内容の理解を助ける材料としていただくために本文に添付したいと考えておるものでございます。お目通しいただければ幸いです。

また、資料2には「中間のまとめ」の案の概要版をお示ししております。資料2でございますけれども、タイトルが間違っておりましたので訂正させていただきます。タイトルの2番目ですが、「環境審議会東京都」となっておりますが、これは「東京都」と「環境審議会」を逆転いたしまして「東京都環境審議会」が正しゅうございますので訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

以上で説明を終わります。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。

それでは、早速この件についてご議論をいただきたいと思います。いろいろなところが直っていますが、論点は前回大きく3つあったと思います。1つ目が、なかなかうまく目標を達成していない事業者に対してどういう措置をとるかという、その点に関する議論ですね。それから2つ目が、前からの話題ですが、原単位と総量規制の観



点、それから3つ目がインセンティブの問題でした。もちろんその他の点もいろいろご指摘がありましたが、大きな点はその3つだったと思います。その3つに限定はいたしません、中間まとめの最後の段階ですので、どうぞ自由にご意見を出していただきたい。これまでの議論を踏まえてご意見を出していただきたいと思います。どうぞ、どなたからでもご発言ください。

順番にいった方がいいですか。それともまだ見ていらっしゃる。割にもう論点は限られていますので、順番にということもないと思いますから、出していただければそこから議論に入ります。

【村上委員】 10ページ、下から4行目の欄、「コストの回収期間や」とございますね。10ページの下から4行目、「コストの回収期間や、導入効果などを分かりやすく事例的に示すべきである」と。コストの回収期間を示すということは、回収できない措置はやらないというふうに理解してよろしいわけでしょうか。回収期間を示すとなっておりますよね。

【福川部会長代理】 事例的に示すということなのですが、何かこちらの方に転換して。

【保坂副参事】 これはあくまでも、事例的に示すときには、わかりやすくこういった内容も盛り込むということで記述しているところでございます。事業者の皆様の判断によっては、コストの回収がかなりかかる設備であっても、かなり削減効果が高いと判断して省エネの技術を導入される、設備を導入されるということもあろうかと思えます。それについて何ら制約をするというものではございません。

【村上委員】 コストは回収できなくても、温暖化の観点から努力すべきであると、それが本来の姿勢で、コストの回収と、こういうことを書くと、回収できるやつだけやりましょうよというふうに解されるのではないかという心配をしていたのでございます。

【福川部会長代理】 そうですね。そう読もうと思えば。

【百合都市地球環境部長】 これも今回加筆をさせていただいたわけですが、前回お示しした案では、この辺の説明が少し足りないかなというのがございまして、12ページのフロー図をなるべく都民の方にわかりやすくお示しするため加筆をさせていただきます。

ここでいっておりますのは、12ページでいいますと、「『地球温暖化対策指針』の策定」等の計画策定時に策定をする予定になっておりますが、この中で削減対策ガイドラインというものを示しております。このガイドラインなるものはどんなものなのかという概要をご説明し、こういう表現にしております。ですから、当然わかりやすくとか、どの程度の効果が上がるかということをお示ししたいということも考えているところでして、コスト回収期間が明確に出ないものをここでは示さないという意味ではございません。なるべくわかりやすくガイドラインをつくりたいということが、ここで示した意図だということをご理解いただきたいと思います。

【村上委員】 誤解を与えなければよろしいかと思うのですけれどもね。

【福川部会長代理】 この点、ほかの委員の方、ご意見はありますか。誤解を与えそうであると。

【村上委員】 いわゆるエスコ事業というのは、やれることしかやらないんですよね、経済的効果の範囲でしか。ですけれども、いわゆる環境問題というのは、そういう経済合理化のコストだけで判断できることよりも必要なこともありますよというのは、僕は背景の基本理念じゃないかと思っています。これは、全体を通じての理念と、このところ、ちょっとそこがあるような感じがしてしょうがないんですが。

【百合都市地球環境部長】 決してコストが回収できなければこういうガイドラインを示さないという意味ではございませんので、いろいろなできる限りの情報をこの中に盛り込んで、なるべく事業者の方にわかりやすくお示しをしたいという意図でございます。

【福川部会長代理】 多分、加筆されたのはそういうことだと思います。どうぞ。

【石福委員】 回収期間というと、いわゆるペイバックピリオドですか、経済的に成り立つ期間。前もちょっと話をしていましたが、ペイバックピリオド、回収できない省エネルギー対策に重要なものもいっぱいあって、今度それを、LCCというんですけれども、ライフサイクルコストで評価すると、それでも有利になる場合もあるので、むしろここではコスト回収期間じゃなくて、生涯コストや導入効果というLCCに置きかえて評価するようにした方がいいんじゃないかと、今の議論で少し前向きになると思います。

【福川部会長代理】 ほかにご意見はいかがでしょうか。

飯田委員はどうか。

【飯田委員】 ちょっと前回欠席したので、3つの論点については、後で皆さんの意見を聞いてからまたコメントしようかと思っているんですが、それ以外の点で3点ほど……。

【福川部会長代理】 今の点じゃなくてでしょうか。今の点はどうか。

【飯田委員】 今の点は、ここはあくまで例示なので、そう心配はしていないのですが、もしそこで誤解を与えるのであれば、今、石福委員がおっしゃったような形で修正するとかいう形で、すべて回収期間と言えるものだけじゃないよというふうにした方が。もし誤解があったら、それは訂正されても別にいいのではないかと思います。

【福川部会長代理】 しなくてもいい。

【飯田委員】 私はどちらでもいいのですが、でも、誤解されるという言い方の委員もいらっしゃるので。

【初鹿委員】 確かに私から、コスト評価ができるような指針にしてほしいとお願いしたと思います。実際、どのような対策を実施すればいいかがわからない中小事業者がかなりたくさんいます。そこで、この報告書にもありますように、この制度の対象外の中小事業者にもこの指針を活用してもらうためには、どの対策がどのぐらいの削減効果があって、どのぐらいのコストでいけるのかという目安を記載していただいた方が非常にわかりやすく使いやすくなるという意味で私はお願いしたわけです。指針に示された対策を採用するか否かは、やはり事業者が判断して決めればよいということではないかと思しますので、私はこのままでいいのではないかと思います。

【福川部会長代理】 例示ですので、誤解さえされなければ大丈夫なレベルではないかとは思いますが、この点はお考えいただいて、別の件にいきましょうか。飯田委員、何かあったら。

【飯田委員】 まず1点目は、直接関係するとすれば11ページと12ページのフロー図ですが、今、行われている省エネの現行制度について、各事業者、何百事業者、各サイトで公表されていますが、実際にそのデータを見てみようと思って、いろいろ当たってみると、まずネットで公表されているところが非常に少ない。総務部に見に来いとかいうのがあって、事実上公表の意味をなしていないような形になっているんです。それは第一歩ということで、現行制度としては、それは意味があったのですけれども、

これはこの報告書の次の運用のところになるのかもしれませんが、今回のフローも、都の方では事業者全体の取組状況を公表で、この対策書は各事業者が公表となっているので、公表の仕方についても、今回指針の中で東京都がつくられるわけですので、最低限インターネット上に同一のフォーマットで出していただけるようにしていただく。一番望ましいのは東京都に全部いったん集約して、1つのエクセルファイルで落とせるというのが一番理想的なんですけど、そこまでしないまでも、その統一性とインターネット上での公表というのは、ここの報告書の訂正は必ずしもきょうの時点では不要だとは思いますが、ちょっとテイクノートしておいていただければと思います。事業所に見に来いというような形ですと、事実上何も使えないということですし、業務用のビルのエネルギーの使用実態というのは、家庭は大体逆に当たりがつきますが、今、一番交通と並んで非常に難しい分野ですので、今回のガイドラインによって出てくるデータというのは非常に貴重なものになると思います。ぜひそういったところはテイクノートしていただきたい。それが1点目です。

2点目としては、同じくこのフロー図及び11ページのところで「表彰等の評価に当たっては、専門家による第三者等の機関を設ける」ということで、東京都の方で基本的にはデータを取りまとめられるという形で、第三者機関はどちらかという表彰とか優秀なものを選ぶというようなニュアンスですが、これも、この制度そのものが、今後中長期的には拡大をしていくというようなところをにらんでいくと、東京都の中ですべてを処理していくというのは、行政コスト的にも、あるいは専門性からいっても相当難しくなってくるだろうということで、これも報告書そのものは今現在直す必要はないかと思いますが、できればISOのような形で、専門機関が公表した事業者のデータをちゃんとレビューをする。そのレビューがついていけば一応信頼性がありますねというようなレビュー機関を、東京都がお墨つきをつけるような、そういう仕組みをこの5年間というか、期間は削られるわけですが、その中でぜひ検討していただいて、行政コストを下げつつ信頼性のあるデータが得られる、そういう方向をイメージしていただくのがいいのかなと思います。

それから、13ページの上の対象規模以下の事業者の取組及び15ページの一番下の既存の、もしくは小規模な建築物ということですね。これについては、前回の部会の後、私も個別にコメントさせていただいて、制度拡大という視野が一応入ったということ

で、この部分については、この次のステップで制度化の方向性が出たというところは評価をしたいと思います。

そういう意味で言うと、この対象規模事業者の13ページの方は一歩進んだのですが、15ページの一番下のところについては、とりあえず情報提供を行っていくというところに、今度相対的にこちらがちょっとおくれてしまったような気がするので、こちらの方も同じように中長期的な視点で計画的なというような形で入れていただいて、次のステップではこういったところも対象に入るんだよということをにじませていただくのがいいのかなと思います。

以上3点です。

【福川部会長代理】 わかりました。いずれも全部、前回の論点として上がっていたものです。

飯田委員のご希望としては、とにかくテイクノートしておいてほしいと。

【飯田委員】 最初の方の点については。最初の2点はそうですね。

【福川部会長代理】 最後の3点目は。この15ページの一番下ですか。

【飯田委員】 15ページの一番下の文章も、この13ページの上のような中長期的な視点、計画的な排出削減といったニュアンスを入れていただく方がいいかなと思います。両方比較すると、今、制度からこぼれ落ちている部分の平仄を合わせるといって、そういうニュアンスです。

【福川部会長代理】 わかりました。ちょっとその辺、皆さんで考えていきたいと思っています。

ほかにいかがですか。原委員、お願いします。

【原委員】 内容について教えていただきたいのですが、10ページの「『対策指針』の策定」の2の黒印の下に、「評価基準については、CO<sub>2</sub>の総量削減を目指すために、『総量削減率』を原則とする」と書いてあるんですが、これはどういうことを意味するのでしょうか。

【保坂副参事】 まず、この計画期間の基準年に対して、どれだけその結果として総量を削減するか。その基準に対する削減率をまず評価基準の第一の評価軸にすると、そういう意味でございます。

【原委員】 その後段の方はどういう意味ですか。

【保坂副参事】 これは参考資料の2のところをごらんいただきたいと思います。もう少し意味を書いた部分がございますが、これは制度イメージ、「大規模事業所におけるCO<sub>2</sub>排出削減の推進」のところの計画終了時のところでございます。そこに「『削減率』の評価に加えて『取組の程度』も評価できる仕組みを創設」というように書いてございます。ここにありますように、今申し上げました総量の削減率の達成状況に加えて対策の取組の程度も評価できる、そういう評価軸を検討していくということの意味しているものでございます。

【原委員】 一種の裏書きのようなねらいを持つものですか。

【保坂副参事】 ここにもございますように、まず制度の開始前に行った取組の成果を適切に評価したいということがございます。また、制度期間中に事業規模だとか内容などが大きく変化する事業者を適切に評価するということがございます。削減率だけだと、過去の取組がかなりもう進んだ事業所にとっては、計画の期間内での削減率というのは小さくなってしまふということがございますので、こういった事業者についても適切に評価するために、こういう評価軸を設けたいということでございます。

【原委員】 もう一つ、同じすぐその下ですが、 というところがありまして、都が作成する「対策指針」に基づく目標の設定の最後の行なんですけれども、「公表すべきである」とあります。次の11ページにいきまして、すぐ「一方」という文章があって、3行目に「公表すべきである」と、これも読んでみると、相互にどういう補完関係があるのかというのがちょっとよく見えないのですが。

【保坂副参事】 のところの内容でございますが、11ページの最初の段落に出てきます「公表」、これは事業者がみずから公表することを述べているところで、自己評価をして公表していただく。それから「一方」以下のところは、これは都が行う公表でございます。事業者により作成された計画書を集計して公表するというところでございます。

【原委員】 これは事業者が公表を嫌がる場合は、都が何としても公表するという、そういうふうを読んでよろしいんでしょうか。

【保坂副参事】 都の方で、事業者の方から出てきた計画書の内容を、こういう計画書であったという事実としてとりまとめて公表するというところでございます。

【原委員】 都がしっかり引き受けて公表責任を負うと、そういうふう理解してよ

るしいんですか。

【保坂副参事】 先ほど飯田委員からもございましたが、事業者個別の公表だけだと、やはり都民の皆様が公表の内容を知るということの利便性からすると、約1,000事業所になりますので、これは大変なことになります。ですから、都の方で情報提供について都民に対するサービスを充実させていくという意味で、事業者の計画内容、あるいは結果の内容をとりまとめて一覧にして公表するということを考えております。

【原委員】 なるほど。それから、ローリングの期間を5年程度、とさらっと書いておられますが、これ、例えば温暖化防止法は3年で見直すというふうになっていたと思いますが、そういう法との関連はよろしいんですか。

【保坂副参事】 これは、あくまでも事業者の皆様がどれぐらいの中長期的な視野で計画を立てるかという観点で、こういう考え方を盛り込んでおります。というのは、現在の制度におきましては、これは3年の計画期間であるわけですが、やはり設備の導入を中長期的に事業者が検討する中で、なかなか3年の期間では難しい部分がどうもありそうだと。4年目、5年目でも省エネの設備導入を計画の中に盛り込むことができるように、経営の中に省エネの対策を中長期的に盛り込んでいただく意味で、現行の3年よりも少し長い期間を設ける方が適切ではないかということで考えた計画期間でございます。

【原委員】 感想ですけれども、メニューという表現がありますね。具体的な削減メニュー。メニューというと、何となくレストランのメニューで、食べても食べなくてもいいんじゃないかという印象がありますが、これは例えば具体的な例とかモデルとか、あるいは方法とかいうようにした方がいいのかな。

【福川部会長代理】 よろしいですか。

今、3つほどお話がありましたが、それぞれ、まず総量削減率のところは一応この文章でご納得いただけたと。

【原委員】 実際にどういうことをおやりになるか、裁判官じゃないけれども判例を見てみたいと思います。

【福川部会長代理】 よろしいですか。11ページの公表とか、その辺の文章も大体よろしいですか。それでは、原委員のお話は、それなりに読み違えるところはあるかもしれないけれども、大丈夫だろうというお話だったと思います。

ほかの方、どうぞ。

【松本委員】 確認なのですが、私も前回、飯田委員がおっしゃった、特に都による公表の点でほとんど同じ意見を申し上げました。ちょっとわからないのですけれども飯田委員は、飯田委員がおっしゃったポイントがここにはまだ入っていないというご理解だと思うんです。前は、11ページの最後から3番目のパラグラフ、「また、都は、個々の事業者の公表内容や」、ここが入っていなかったと思うのです。この「個々の事業者の公表内容」というところに飯田委員がおっしゃったポイントが含まれているというふうに私は今回解釈しましたが、どうなのでしょう。

また、前回、私も同じフォーマットで個々の事業者も公表していただきたいし、都も同じフォーマットで、同じ項目で見られるようにしていただきたいというのは申し上げました。今回、この文章に、もし飯田委員がおっしゃったこととそこがあるようでしたら、その辺を明確にしていきたいと思います。

【福川部会長代理】 原委員もおっしゃったので確認したいと思いますが、クリッピングとおっしゃったこともありますので、今のあたり、皆さんの疑問を解くような説明をしていただけますか。

【保坂副参事】 先ほどコメントしようと思っていたのですが、まさに飯田委員がおっしゃっていた意味で、ここの11ページのところ、「個々の事業者の公表内容」というのを、事業者だけが公表するのではなくて、事業者が公表した内容を、都の方もまとめてそのまま公表いたしますという意味で書いているところがございます。それから、ガイドラインについて盛り込みましたが、これはまさに同一のフォーマットで事業者が公表するし、また都の方でとりまとめて、公表するときもそのフォーマットを使うという意味で、「なお、事業者が行う公表の内容については、都がガイドラインを示す必要がある」という文言を加えたところがございます。

【福川部会長代理】 すみません。本当は飯田委員がおっしゃったときにちゃんと聞けなかつた。「公表の内容については」と書いてあるものですから、何かフォーマットは入っていないんじゃないかというように誤解が生じているのかもしれませんが、表記の仕方も含めて示すということであると確認していいのかと思います。

それから、都の方が、事業者が個々ばらばらに公表するだけでなく、都もまとめて公表するというのが、さっきクリッピングとおっしゃいましたが、事業者が公表され



たものは、例えば1,000のホームページを全部回らなくても一応わかるようにはするというところでよろしいわけですね。そういうことだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

【村上委員】 教えてほしいのですが、先ほど参考資料の2で、右側に四角が3つあって、一番下に計画終了時とございますね。参考資料2の右側でございます。計画終了時の最初の二重丸の最後の文章に「これまでの取組状況の優れた事業者に対しては、その取組レベルの維持を求める」という、そういう文章がございます。よろしゅうございますか。これは要するに、今まで頑張ったところは今のままでいいですよと、そういうふうに理解してよろしいわけでございますか。

【保坂副参事】 今回お示しいたします評価基準に照らしまして、その事業者の皆様が、もうこれ以上削減の余地はない、本当に対策はすべてやり尽くしていて、その取組の程度が本当に高いものだということになれば、これはその事業者については、その取組のレベルの維持でも構わないということを述べているところでございます。

【村上委員】 わかりました。先ほどから問題になっているのですが、総量削減の例外規定と、そういうふうに位置づけてよろしいわけでございますね。

【梶原企画担当部長】 ちょっとよろしいでしょうか。今の議論のところですが、一定レベルに達しているというのは、客観的に、例えば床面積当たりの排出量というのが同列の事業者と比べてはるかに進んでいる。そういったデータで見て、もう既に一定のご努力をされていて、どう見てもほかより最先端をいっている、トップランナーを既に走っていらっしゃるところの場合は、その部分はやはり総合的に見る必要があるだろうと、こういう認識でございまして、お目こぼしをするという意味では決してありません。現在の程度を見ながら判断をするという意味でございます。

【福川部会長代理】 村上委員、よろしいですか。

【村上委員】 ありがとうございます。

【梶原企画担当部長】 それから、ちょっと追加で、先ほどの飯田委員のご指摘は重要なので補足をさせていただきますと、特に行政コストの関係で、私どもが大変悩ましいのは、特に小規模の事業者にどう取り組んでいただけるかということでございます。これは、例えば都内に全事業所ベースでいいますと70万件以上でございます。例えば仮に報告書を出していただいたとしても、私どもが事実上、細かくチェックすると

というのはほとんど不可能に近い状況になります。やはりその辺は可能な限り見させていただきたい部分は一方でございますが、行政コストとの見合いでどこまで可能なのか。せっかく出していただいたご労苦に報いるにはどういう形のスタイルがいいかというのは、もう少し検討させていただかざるを得ないかなと思っています。

それから、先ほどの、まとめて公表するという部分でございますが、これも、もちろん基本的には先ほどお答え申し上げたとおりなんですけど、今現在、紙ベースでしかやっていただけていない場合とか、それから、例えば各企業のホームページにまだお載せいただけていないというような、取組が若干おこなわれているようなケースの場合、できる限りそういったことを進めていただくように私どもとしては進めていく予定です。その辺のサポートも、個別の企業の状況、あるいは情報発信の状況によって、ご相談しながらやっていく部分というのが一律単純にできにくいところもあるかと思っておりますので、そういったところはきめ細かく企業の皆様とご相談しながらやっていくような形になると思います。ただ、基本的には同じフォーマットで、先ほどエクセルの名前も出しましたが、同じようなスタイルでできるようできるだけ簡略化して、コストがかからないような形でご協力いただくような仕組みを考えていきたいと思っております。

【福川部会長代理】 今のは執行部側のご意見ということで、こちら側としては一応こういうことです。

【村上委員】 今の小規模の件で、15ページの下にございますね。東京都の制度は10,000㎡だったと思います。今、部長がおっしゃったように、何しろ東京都はおおきゅうございますので数も多いんでしょうけれども、この4月から名古屋市は2,000㎡以上、大阪府は多分秋から5,000㎡以上ということで、1万というのはこの数字から見ればスーパーでございますして、2,000、3,000も、日本全国から見ると決して小規模ではないんだというふうに私は考えております。

【梶原企画担当部長】 もちろん対象となる事業所は東京都内で約1,000というように先ほど来申し上げていますが、これは当然対象になるわけで、私どももすそ下げといたしますか、いわゆる小さな企業までご協力いただくような仕組みをどう考えたらいいかというのは大変悩ましいものでありますので、ここはできるだけご協力いただけるような手法を考えたいと考えてございます。

【飯田委員】 今の小規模事業者に拡大することに関して、あくまでヒントとして、あるいは頭のトレーニングとして申し上げたいと思いますが、今回の1,000件については、恐らく東京都の部局の中でやっていく。これは恐らく精いっぱいの方、それでも徹夜が続くんじゃないかという気がしますが、これに第三者機関、先ほどのISO的な手法に広げると、恐らくこれが数十倍ぐらいには広げられるだろう。それでも、小規模事業者も含めて全事業所に広げるのは、恐らくやはりこれでは無理で、その場合には電気料金とか、あるいはイギリスの炭素税のアナロジーが使えるのではないかと思うんですが、そういう計画書を一つ一つつくる方が、その事業者にとってもコストがかかるし、受け取る方もコストがかかるような場合には、恐らくその時点では、例えば東京都省エネ税とかがもしあれば一番理想的なのですが、そういうものが一律かかる。そのかわり、計画書を出せばそれが免除されますよというような形で、みなしコスト、いわゆる環境コストを一律乗っける。しかし、計画書を出すとそれが免除されるというような形で、グレーゾーンで入ってくるところは取り組ませて、入ってこないところは一律課税みたいな形が、つまり違った規制手法にやはりなってくるだろうというように思うんです。

それも含めて、次の恐らく3年か5年後か、何年後かのときには大きく全体に、もともと法というか、条例はすべての事業者に一律かかる公平性に、次は視野がいくべきだと思いますので、その公平な制度を効率的に達成するという視点では、そういった違った規制手法を考えるというやり方でいける可能性はあるのではないかとこのように思うんですが、それは次の課題だと思います。

【平井委員】 先ほど来議論されております行政コストに関連して申し上げますと、今回の中間とりまとめは、今までいろいろ議論をしてきましたが、新たに導入する制度をどうやって成果の高いものにするかということで、飯田さんがおっしゃったような、規制的な色合いを強めたようなやり方というのも考えられる中で、業界の取組実態等を調べてみると、かなり多様なものがある。そういう中で国に先んじて、国のレベルを超えるようなものを新たに生み出すという段階で、規制色の濃いものよりは、東京都が積極的に指導・助言をしたり、さまざまな誘導策を講ずることを前提に、自主性や個別性をある程度尊重した方法があり得るという大きな判断をしたのだろうと思います。

行政コストについては、ある程度自主性や個別性を前提としたような制度構築や運用を行っていくということであれば、従来以上に、都が指導・助言をしたり、さまざまな優遇策を講ずるということですから、当然、行政コストというものはそれなりにかかるということを感じなければならぬのではないかと思います。

先ほど、第三者評価委員会みたいな話もありましたが、客観性を保つ意味での第三者機関への部分的な関与はあり得ると思いますが、一般論として、行政コストのスリム化というのは当然のことだと思いますけれども、殊制度に限って言えば、自主性や個別性をある程度尊重したような制度をうまく成果を高めるようにつくり、運用していくということ言えば、いろいろと掲げている都としての指導・助言や、さまざまな誘導策をきめ細かにやっていくことに伴って、ある程度行政コストというものは、我々としても覚悟というか、了解すべきことだろうと思います。

この制度のあらましについて今後ディクスローズしていく場面でも、それなりにきちんと説明をしていかなければならないことではないかなと思います。

それを単純に行政コストのスリム化ということで、何でもかんでも外にゆだねるといふ形は、きめ細かな指導・助言や誘導策を前提に成果を高めていこうという、本来のねらいみたいなものを崩すことになりはしないかという懸念を持つ次第です。

【福川部会長代理】 今、飯田委員のお話は、多分将来に向けてのことでお話されたことと思いますので、今回の中間とりまとめは、今おっしゃったような形で東京都の方もそれなりに、これは都民の健康にとって大事な問題だから、行政コストを問わずとは言いませんが、とにかくこういう地球の温暖化の問題を軌道に乗せるために汗をかこうというように多分決断されたんだろうと思いますし、それに対してこちら側の経済界の方も含めて、それに応じようということになったんだと思っています。

余り時間がありませんが、どうぞ。論点を出してしましましょう。

【松本委員】 時間がなくなりそうなので2点だけ。これは文言云々ではなくて、テイクノートしていただきたいということです。この審議会の共通認識として、さまざまな委員の意見のとりまとめ結果がこれだということで、今の時点では、このとりまとめに対して変更を求める意見ではないんですけれども、今回の義務化ではなく自主取り決めという結果について、一言述べておきたいと思います。

世界じゅういろいろな例を見てみても、自主行動、また自主目標設定で実際に意味

がある削減が達成されている例というのはなかなか見られない。そういう意味で、義務化というのが私はいまだにベストの選択肢ではなかったかなとは思いますが。逆に、今回そういう意味では、いわゆる提出された計画書の結果、2%の削減程度しか達成できないので今回の諮問が行われたわけです。ですから、この自主行動の結果、2%を下回る削減しかできないという結果が万が一出れば、それは今回東京都の、またこの審議会が合意したやり方というのが問われていくわけで、本当にチャレンジだと思えます。

私は、この間、ほかの県の方とお話をしてきたのですが、東京都の対策の行方に注目していらして、東京都がやってくれば、「東京都がやっていることだから」というので自分の県でも使えるのだとおっしゃっていました。数値目標を義務化したのと同じ、またはそれ以上の効果が出ましたということを見せられるような、そういった実施の仕方をしていかなければならないと思えます。そのためには、いろいろな面での透明性や実効性の評価をやっていかなければならないと思えます。

第2点がラベリングです。かなりしつこく言ってきて申しわけなかったのですが、非常にエネルギー消費の高いプラズマテレビをここで明記していただいたのは大変よかったです。ただ、例えば今後5年間、もしこういう基準が導入されないとしたら、その間にエネルギー多消費型の製品がかなり普及していってしまう可能性が高いと思われるので、国とか電機工業会等に早急に要請等をしていただきたいと思います。都としても、各製品の1年間なり1カ月の電気代の計算はできるはずですし、キロワットアワーで比較するという事は十分可能だと思いますので、その辺も検討を引き続きお願いしたいと思います。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。

【梶原企画担当部長】 第1点でございますが、まだ松本委員の若干そういった思いというのがあるというようにお聞きしたんですが、我々といたしましては、今のお言葉は励ましの言葉ということで受けとめさせていただいて、きちんと結果を出せという叱咤激励だというふうに思います。我々がこういった形で、当初申し上げたものと若干違うような形で打ち出していくというのは、それなりに成算を持って、現行制度並みにはならないよと、現行制度よりも一歩も二歩も実際に削減ができるようなものをつくるつもりで始めますので、ぜひ引き続きご叱咤いただいて、なかなか進まなけ

れば、さらにねじを巻いていただく機会もぜひ持っていただきたいなと思っております。必ずや今以上の成果を出せるように頑張っていきたいと思えます。

それから、先ほど来、石福委員からご指摘のございました10ページの回収期間のところの表記でございますが、ここの制度全体の、特にガイドラインの説明が、皆様方にはいろいろご議論をいただいておりますのでよくご承知のことだと思えますけれども、なかなか外部の方にはわかりにくい部分でございます。ですから、そういう意味では、私どもとしては一番わかりやすい例ということでコストの回収期間というのを書き込んだつもりでございます。もちろん必ずしもこれが制約になるというか、これを限界にするという意味では全くございませんので、あくまでも企業の方の決断の一材料にさせていただくという意味でこういう記述をしてございます。実際には、建てかえ時期が迫っているビルとか、竣工以来20年、30年のビルが東京都内にはたくさんございますので、いろいろなバリエーションがあろうかと思えますので、その一つの目安ということでお酌み取りいただければと思っております。できましたら、私どもはわかりやすいということで、この表現で書いておりますので、ご承認いただければというふうに思っておりますが。

【福川部会長代理】 ちょっとペンディングにしているのが何カ所かありましたが、今の、東京都の方から具体的なお答えがあったので、この辺はいかがでしょうか。

【石福委員】 回収期間の方がわかりやすいというふうにおっしゃったんですけれども、回収期間と、もう一つは生涯費用ですね。2つございまして、省エネルギーなんかを評価するには生涯費用の方がはるかに正当な評価ができるわけです。私ども、仕事をして、いろいろの施主からこういう計画手法を依頼されたときに、LCC評価を必ず入れてくれというのが最近常識になって、回収期間というのは余り使わなくなっている。こういう省エネルギーの世界では、実はちょっと時代おくれな手法なので、何かちょっと認識の違いがあったようでございますけれども、世の中は極めて一般的に、この生涯費用というのが使われております。

【福川部会長代理】 回収期間という言葉が生涯費用という概念を含むというふうにはならない。

【石福委員】 ちょっと違うんですね。重要なところの差があります。価値観の差というのでしょうかね。

【福川部会長代理】 そうですか。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

【初鹿委員】 専門的なことはわからないのですが、回収期間であろうとLCCであろうと余りこだわる必要はなく、要は、ある対策を実施した場合にどのくらいCO<sub>2</sub>が減り、そのときにどのくらいコストがかかるのかということが、指針の中でそれがきちんと反映されればいいのではないかと思います。そういう意味で回収期間という言葉は、あってもなくてもどちらでも結構でございます。

【福川部会長代理】 というご意見もありました。これが大きく制約になることはないと思いますので、このままということではいかがですか。いいですか。

【石福委員】 この場でやると、ちょっと時間がかかりますから、またゆっくり。

【福川部会長代理】 そうですね。

もう一つペンディングになっているのが、飯田委員からご指摘のあった15ページの最後のところで、情報提供だけでは不十分ではないかというお話があったんですが、この辺は。

【佐野環境配慮事業課長】 15ページの下のお書きでございます。先ほど飯田委員から、もう一つの事業活動の方の同じレベルまで書けると非常によいというご意見をいただきました。それで、小規模の新築建築物にも、今後将来的なステップにおいて拡大していくということは可能だと思います。

また、既存のビルに関しては、新しい建物をつくる時に、これから設計するに当たっている誘導していくという制度の仕組みと若干違うようなニュアンスもありまして、実は今回、こういった議論といいますか、検討を事務局の方でもまだしてございません。先ほどのご意見をいただいて盛り込むというのは可能でないとは言えないのですが、検討がそこまで進んでいなかったために、特に既存の建築物に対してこの制度を拡大していくということについては、幾つかまだまだ検討しなければいけないステップがあるのかなと思います。そういう意味で、もしできれば、この表現で今回は行っていただくと大変ありがたいのですが、ただ、将来的に、やはり小規模のものを含めて、いろいろ建築物に環境性能を上げていくような仕組みを広げていくという方向性は行政の方では持っていくということでは全く同じ考えだと思いますので、やはり議論が追いついていなかったかなと、そんなことも含めましてお願いしたいんですけれども。

【福川部会長代理】 意味としては皆さんわかっていることだと思いますので、どうでしょうか。

【佐野環境配慮事業課長】 テイクノートということで、もしよろしければ。

【飯田委員】 ただ、前の事業のところは、たしか情報提供を行っていくところを、情報提供を行うとともに努力を促す方を講ずるとなっていたのですが、こちらはそういう意味では検討までいっていないので、情報提供などを行うとともに、例えば中長期的な視点に立った対策を検討していくとか、何か。つまり、情報提供だけじゃないよというようなものが入った方がいい。つまり、ちゃんとそこも視野に入っているんだよということがあった方がいいというふうに思いました。

【福川部会長代理】 情報提供じゃ、何か弱いという感じが確かにしますね。

いかがですか。

【百合都市地球環境部長】 前の記述との比較の話かと思いますが、当初から、いわゆるすそ下げの議論があったことは事実だと思いますが、私ども、建築物については、まだ小規模ないし既存というところで、たしか先ほど村上委員からのご指摘がございましたけれども、国の制度自体が2,000㎡以上ということで、その動向は私どもも十分理解しているんですけれども、その対応についてはもう少し検討が必要かと思っています。現段階では、建築業界の中からも、情報提供してほしいという実際のご意見をいただいていますので、こういうことで今回は記述をさせていただいたということでございます。ぜひご理解いただければと思います。

【飯田委員】 ただ、事業所の方は対策を講ずると言い切っているわけですね。こちらは検討するというぐらいなら、検討してだめだという可能性もあるので、つまり、情報提供だけというのは、何かそこで終わってしまうような気がするので、ちょっとあれかなというふうに思います。

【百合都市地球環境部長】 私どももこの辺が今の段階では限度かなと思っていますが、最終答申まで若干時間がございますので、その間、もうちょっと検討させていただくということでよろしゅうございますか。

【飯田委員】 あと、コストの回収についても、あえて初鹿さんもこだわらないということであれば、やはり石福さんのおっしゃるとおりライフサイクルにしておいた方がいいかなと。というのは、回収期間にすると、やはり3年とか5年という具体的な



数字が出ると、やはり事業者の人は、もう3年がクリティカルだという話になってくるので、あらかず表示としてはライフサイクルコストを出しておいて、あとは事業者が判断するとしておいた方が。確かにここに例示するがどちらでもいいんだったらライフサイクルの方がいいような気がします。

【西堤委員】 どちらでもいいのだったらライフサイクルコストという話なんですが、なかなか実際問題、今の会社のレベルというのは、LCCと言われてもぴんとくるところは、やはり大手でもそんなにはやっていないと思うんですよね。確かに学問的には進んでいられて、我々もやってはいますが、着手している段階でして、ここへそれを書かれると、ちょっと混乱される方がいらっしゃるので、私は、事業者を理解されるという点ではこれでいいんじゃないかなと、そういうような感じがいたします。

【福川部会長代理】 最後の土壇場になって1個残っちゃいましたが、「など」と書いてありますから、コストの話も入っているということで、これもまた改めて。

きょうは全くの最後というわけではありませんので、ここでまたパブコメや何かがたくさん出てきたら話は変わってくると思います。それが出てくれば、そういう概念もよく使われていると、ここでも考えた方がいいということになったらということで、きょうのところはこれでよろしいですか。

【石福委員】 もう一点、この償却年でもって評価できるものは、特に行政が進めなくても、黙っていてもみんなみずからやられることなので、余り意味がないんじゃないかと思います。

【福川部会長代理】 テイクノート。

【石福委員】 それは効果があるので、だれでも言わなくても対応する手法ですね。

【福川部会長代理】 ただ、それも言った方がいいということで。

もう時間もないのですが、あと、ご発言がない方でどうしてもという方、何かいいですか。小早川先生、いいですか。伊藤さん、大丈夫ですか。ほかの方、よろしいですか。

【飯田委員】 では、私もちょっと松本委員に倣って最後に応援の意味を込めて、若干じくじたる思いがあるということだけを。

やはりもともと義務というのをうたって、ここまで後退した。後退と言うとちょっとあれですけども、マイルドになった。やはりこれは規制と自主に関して、特に事

業者の方が二元論で非常に誤解をされているところがやはり多いと思うんですね。イギリスの制度にしてもオランダの制度にしても、大枠できちんとキャップをかけて、その中の手法が自主なんだということで、まるっきり自主という市場はやはりないんだということは本来あるべきなんです。今回スタートするに当たっては、この制度で一応コンセンサスを得た。これは、とりあえず5年程度の計画でやるわけですが、中間年、2.5年ぐらいで見直しが入る。そのときに、もちろんきめ細かい施策で何とか達成させるということもあるでしょうけれども、場合によっては制度の大枠の見直しも委員としては期待をするということで、私の期待を述べて、とりあえずこの案で了解したいというふうに思います。

【福川部会長代理】 というお話を伺いました。とりあえず皆さん、多分、今、飯田委員がおっしゃったようなことが割に総意としての感想ではないかと思えますけれども、どうも長い間ありがとうございました。私の司会の不手際で、何となくさっぱりしないところもありましたが、事務局の方でおつくりになっていただいた案で、とりあえず環境審議会の総会にご報告したいということによろしいでしょうか。

それで、さっきから出ていますように、このご意見はテイクノートされておりまして、なおかつこれからパブリックコメントという機会もあって、これが完全な最後ではもちろんございませんので、その中でまた直っていくということもあると思います。よろしいでしょうか。

それでは、その他、何か議事がありましたら、事務局の方からお願いします。

【山内企画調整課長】 1点ございます。この後、休憩をちょっと挟ませていただきまして、4時から環境審議会の総会というのをこの会議室で開かせていただきたいと思います。それで、この会議室をセッティングの関係で、その間、少ししめさせていただければと思います。また、4時から開会となりますので、恐縮ですが、4時前にこちらの会議室の方にご参集いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上でございます。

【福川部会長代理】 どうもありがとうございました。これで一応企画政策部会は全部終わります。

午後 3時16分 閉会